

改正

昭和40年3月31日条例第7号  
昭和42年3月27日条例第12号  
昭和45年6月23日条例第24号  
昭和46年9月27日条例第23号  
昭和48年12月21日条例第43号  
昭和50年3月20日条例第22号  
昭和51年3月23日条例第13号  
昭和54年12月25日条例第38号  
昭和55年3月26日条例第20号  
昭和56年9月16日条例第29号  
昭和57年3月27日条例第18号  
昭和59年12月25日条例第25号  
平成元年3月27日条例第23号  
平成2年12月26日条例第28号  
平成9年3月25日条例第20号  
平成9年12月22日条例第34号  
平成12年3月28日条例第30号  
平成12年12月11日条例第47号  
平成14年12月24日条例第46号  
平成24年9月25日条例第29号  
平成25年12月17日条例第43号  
平成29年12月18日条例第27号  
令和元年6月26日条例第1号  
令和元年12月20日条例第29号

寒河江市水道給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第10条—第19条）
- 第3章 給水（第20条—第25条）
- 第4章 料金及び手数料（第26条—第35条）
- 第5章 取締（第36条—第42条）
- 第6章 貯水槽水道（第43条・第44条）
- 第7章 雑則（第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他法令に定めがあるもののほか、寒河江市水道事業の給水装置工事、及び費用負担、料金その他供給条件、並びに給水の適正を保持するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 給水区域は、寒河江市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年市条例第32号）第2条第2項の定めるところによる。

2 前項の給水区域内でも配水管の布設をしていないところ、又は工事の施工に支障があると認める地域には、給水しない事がある。ただし、配水管を布設していないところでも、給水を受けようとする者が工事費を負担するときはこの限りでない。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

る。

- (1) 「給水装置」とは、需用者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管、及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、撤去又は修繕のための工事をいう。
- (3) 「工事費」とは、給水装置工事の費用をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用栓 1世帯又は1個所で専用に供するもの、又は同一家屋に居住する2世帯以上で、連合使用する給水装置
- (2) 共用栓 屋外に設置し2世帯以上で家庭用として共用するもの、若しくは公衆の用に供する給水装置
- (3) 私設消火栓 消防の用に使用する私設の給水装置

(給水装置所有者の代理人)

第5条 給水装置の所有者が市内に住所を有しない者、又は水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者たる市長」という。）において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に住所を有する代理人を選定し、管理者たる市長に届け出なければならない。代理人に異動があつた場合もまた同様とする。

(総代理人の選定)

第6条 次の各号の一に該当するものは、給水装置の管理を行う総代理人を選定し、管理者たる市長に届け出なければならない。総代理人に異動があつたときもまた同様とする。

- (1) 共用栓の使用者
- (2) その他管理者たる市長が必要と認めたもの

2 管理者たる市長は、前項により届け出された総代理人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(家族等の行為に対する責任)

第7条 給水装置の使用者（以下「使用者」という。）は、その家族、同居人、使用人、その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第8条 給水装置の所有者若しくはその代理人又は使用者（以下「水道使用者等」という。）は、常に最善の注意をはらい、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、水質又は給水装置に異常があると認めるときは、直ちに管理者たる市長に届け、修繕その他必要な処置を行わなければならない。

2 管理者たる市長は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、修繕、その他必要な処置をすることができる。

3 前2項の修繕等に要する費用は水道使用者等の負担とする。ただし、管理者たる市長において特別の事情があると認められた場合は、この費用を徴収しないことができる。

4 水道使用者等は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 給水装置工事を行うときは、管理者たる市長の承認を受けなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 量水器の点検、検査、又は修繕等の障害となる建築物、工作物、若しくは物件を設置してはならない。

(給水装置器具の操作)

第9条 量水器、止水栓、仕切弁、消火栓等の操作は、当該係員のほかこれをみだりに操作してはならない。ただし、防火又はその演習の場合において警察官、消防係員、及び私設消火栓の水道使用者等が操作するのはこの限りでない。

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込)

第10条 給水装置工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者たる市長に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の申込があつた場合において、管理者たる市長が必要と認めるときは、工事施行に関する利害関係人から同意書等の提出を求めることができる。

(工事の施行)

第11条 工事は、管理者たる市長又は管理者たる市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 特殊装置工事をしようとするときは、管理者たる市長に届出で、その承認を得なければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者たる市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者たる市長の検査を受けなければならない。
- 4 指定給水装置工事事業者に関する事項は、管理者たる市長が別に定める。

(構造及び材質)

第12条 給水装置の構造及び材質に関する基準は、管理者たる市長が別に定める。

(工事費の負担)

第13条 工事費は、当該工事をする者の負担とする。ただし、管理者たる市長が特に必要があると認められたものについては、管理者たる市長においてその費用を負担することができる。

(加入金)

第14条 給水装置の新設又は量水器口径を増加する改造の工事の承認を受けた者は、管理者たる市長の指定する期日までに加入金を納入しなければならない。

- 2 加入金は、別表第1に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 3 納入した加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取りやめた場合又は工事中における設計変更により生じた差額については、この限りでない。

(工事費の算出方法)

第15条 管理者たる市長が施行する工事費は、管理者たる市長が別に定める。

(工事費の予納)

第16条 管理者たる市長が工事を施行するときは、工事申込者は、設計により算出した工事費概算額を予納しなければならない。ただし修繕、その他の場合で管理者たる市長がその必要がないと認められたときは、その限りでない。

- 2 前項の概算額は工事竣工後これを精算し、過不足があるときは、これを還付、又は追徴する。ただし、その額が還付又は追徴するために要する実費に満たないときは、この限りでない。

(工事費の分納)

第17条 管理者たる市長は、給水装置工事の工事費を一時に納入することが困難な事情のある者については、本人の申請により当該年度内において、工事着手の月から3か月以内の月割による分納を承認することができる。ただし分納の申請を提出する際には、管理者たる市長が適当と認める保証人の連署による月割納付証書を管理者たる市長に提出しなければならない。

- 2 月割納付の承認を得た者(以下「分納者」という。)が、分納額を納期限までに納入しないときはその承認を取消すことがある。この場合工事申込者は、工事費の未納金を即納しなければならない。
- 3 分納者が工事費を完納しない間に不可抗力、その他の事由により、給水装置を滅失、又はき損しても、その工事費は減免しない。
- 4 管理者たる市長は、分納者がその工事費を完納する見込みのないものと認めるときは、給水装置を撤去することがある。ただし、撤去物件の価格が、未納の工事費及び撤去に要した費用に比して過不足がある場合は、還付または追徴する。この場合の撤去物件の価格は、管理者たる市長が定める。

(給水装置所有権の留保)

第18条 給水装置の所有権は、工事費完納のとき申込者に帰属する。

(給水装置の変更等の工事)

第19条 管理者たる市長は、配水管の移転その他特別の理由により、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、使用者、又は所有者の同意がなくとも、当該工事を施行することができる。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第20条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、異常濁水、その他公益上止むを得ない事情、及び法令、

並びにこの条例の規定による場合のほか、給水の制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限、又は停止しようとするときは、その日時、及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限、又は停止のため、使用者等に損害を生ずることがあつても、市は、その責を負わないものとする。

(量水器の設置)

第21条 給水量は、市の量水器により計量する。ただし、管理者たる市長においてその必要ないと認められたときは、この限りでない。

2 量水器は、給水装置に設置し、その位置は管理者たる市長が定める。

(量水器の貸付)

第22条 量水器は管理者たる市長が設置して、水道使用者等に保管させる。ただし次の各号の一に該当する場合には、これを水道使用者等に設置させることができる。

(1) 著しく大きな口径の量水器を必要とするとき。

(2) その他管理者たる市長が必要と認めたとき。

2 前項の保管者は、善良な注意のもとに量水器を管理しなければならない。

3 量水器の保管者が、その責に帰すべき事由により、量水器を亡失し又はき損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(届出)

第23条 水道使用者等は、水道の使用を開始、休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ管理者たる市長に届け出なければならない。

2 給水装置の所有者又は使用者は、次の各号の一に該当する場合には、速やかに管理者たる市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所に変更があつたとき。

(2) 共用栓の使用世帯主に異動があつたとき。

(私設消火栓の使用)

第24条 私設消火栓は、消火又は消防演習の場合のほかは使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習のために使用するときは、管理者たる市長に届け出の上立合を求めなければならない。

3 私設消火栓の所有者は、火災の場合における公益上の使用を拒むことができない。

(給水装置及び水質の検査)

第25条 給水装置の機能、又は水質について、水道使用者等から検査の請求があつたときは、市がこれを行い検査の結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を必要とするときは、その費用を徴収する。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の納付義務者)

第26条 水道使用料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によつて水道を使用するものは、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第27条 料金は、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金算定の基準)

第28条 料金は、あらかじめ管理者たる市長が定めた隔月定例日に量水器の検針を行い、その計量した使用水量をもつて定例日の属する月分及びその前月分をまとめて算定するものとする。この場合における使用水量は、各月均等とみなす。

(使用水量の認定)

第29条 次の各号の一に該当する場合における使用水量の認定は、管理者たる市長が行う。

(1) 量水器に異常があつたとき。

(2) 量水器が設置されていないとき。

(3) 量水器の点検が不可能のとき。

(4) 漏水その他の理由により使用水量が不明なとき。

2 1個の量水器を使用者2名以上で使用した場合の使用水量は、各使用者均等とみなす。ただし、管理者たる市長は、使用者の申し出でに基づき必要と認めるときは、各使用者の使用水量を認定することができる。

(基本料金算定の特例)

第30条 月の中途において、水道使用を開始、又は使用を止めた場合の基本料金の月額は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 使用日数が15日以下のとき、基本料金の月額の2分の1

(2) 使用日数が15日を超えるとき、基本料金の月額

2 月の中途において、量水器口径に変更があつた場合の基本料金の月額は、その使用日数の多い方によつて徴収する。ただし、使用日数が等しいときは、新しい方による。

(私設消火栓の料金)

第31条 私設消火栓からは使用料を徴収しない。ただし、演習のため使用するものにあつては1回1栓につき5分以内とし、500円を徴収する。

(料金の前納)

第32条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道使用申込みの際、管理者たる市長は使用予定水量に相当する概算料金を前納させることができる。

2 前項の概算料金は、水道使用中の届け出があつたときに精算するものとする。ただし、届け出がない場合であつても、管理者たる市長において中止したと認めるときは、これを精算することができる。

(料金の納期及び徴収方法)

第33条 料金の納期は、毎徴収月の末日までとする。

2 料金は、集金、口座振替、又は納入通知書による方法により、2カ月分まとめて隔月徴収する。

3 管理者たる市長は、特別の事由により必要と認めるときは、前2項の納期、徴収方法を変更することができる。

(手数料)

第34条 手数料は別表第3の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者たる市長が特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後これを徴収することができる。

(料金手数料等の減免)

第35条 管理者たる市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

## 第5章 取締

(給水装置の検査及び費用負担)

第36条 管理者たる市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に適切なる措置を指示し、又は自からこれを措置することができる。

2 前項の措置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者たる市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者たる市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 管理者たる市長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が第8条第3項の修繕費、第15条の工事費、第27条の料金、又は第34条の手数料を納期限までに納入しないとき。

- (2) 正規の手続を経ないで給水装置工事を行ったとき。
- (3) 水道の利用者が正当の理由がなく第28条の使用水量の計量、又は第36条第1項の給水装置の検査を拒み、又はこれを妨げたとき。
- (4) 給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する等において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第39条 管理者たる市長は、次の各号の一に該当する場合で管理上必要があると認めた場合には、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が3か月以上所在不明で、かつ給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、利用休止の状態にあつて、将来利用の見込みがないとき。

(督促及び督促手数料並びに延滞金)

第40条 料金、手数料その他の収入を納期限までに納付しない場合における督促状の発付、及び督促手数料、並びに延滞金の徴収に関しては、寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和41年市条例第31号）の定めるところによる。

(過料)

第41条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第8条第1項による給水装置の管理を著しく怠つた者
- (2) 第10条第1項による承認を得ないで給水装置の新設、改造又は撤去した者
- (3) 正当な理由がなくして第21条第2項の量水器の設置、第29条の使用水量の計量、第36条第1項の給水装置の検査又は第38条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (4) 私設消火栓、止水栓及び仕切弁をみだりに操作した者
- (5) 量水器の作用を妨害した者

(料金を免れた者に対する過料)

第42条 市長は、詐欺、その他不正な行為によつて第27条の料金、又は第34条の手数料の徴収を免れた者については、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

## 第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第43条 水道事業管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 水道事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第44条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 雑則

(この条例の施行に関し必要な事項)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者たる市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 寒河江市上水道使用条例（昭和29年市条例第39号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現になされている承認、検査、処分又は申込み届出その他の手続きは、この条例の規定により行つたものとみなす。

4 この条例施行の際現に共用せんの組合長となつている者は、この条例第6条の規定による総代人とみなす。

附 則（昭和40年3月31日条例第7号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月27日条例第12号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月23日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年9月27日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第6号の改正規定は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月21日条例第43号）

1 この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の寒河江市水道給水条例第24条、第25条、第28条、第31条、第32条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に使用する水道から適用し、同日前に使用した水道については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年3月20日条例第22号）

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この条例は、昭和50年4月1日以後に使用する水道から適用し、同日前に使用した水道については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年3月23日条例第13号）

この条例は、昭和51年5月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年12月25日条例第38号）

改正

昭和55年3月26日条例第20号

（施行期日）

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の日の前日（寒河江市簡易水道事業については、昭和55年9月30日）までに申込みが受理された給水装置の新設及び量水器口径を増加する改造の工事に係る分岐料の額については、改正後の寒河江市水道給水条例（以下「改正後の条例」という。）第14条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第2の規定は、昭和55年5月分の料金から適用し、同年4月分の料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年3月26日条例第20号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年9月16日条例第29号）

この条例は、昭和56年12月1日から施行し、昭和57年1月分として徴収する料金から適用する。

附 則（昭和57年3月27日条例第18号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第30条及び第34条の改正規定は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月25日条例第25号）

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この条例は、昭和60年4月1日以後に使用する水道から適用し、同日前に使用した水道については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月27日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

2 この条例による改正後の寒河江市水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて得た額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成2年12月26日条例第28号）

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

2 この条例は、施行の日以後の使用に係る水道使用料から適用し、同日前の使用に係る水道使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月25日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

2 この条例による改正後の寒河江市水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて得た額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成9年12月22日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の日の前日までに受付した給水装置工事については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月28日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月11日条例第47号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年12月24日条例第46号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、施行の日以後の使用に係る料金から適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、これを各日均等に使用したものとみなし、日割計算により算定するものとする。



附 則（平成25年12月17日条例第43号）

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（料金に関する経過措置）
- この条例による改正後の寒河江市水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて得た額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成29年12月18日条例第27号）

（施行期日）

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この条例は、施行日以後の使用に係る料金から適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、これを各日均等に使用したものとみなし、日割計算により算定するものとする。

附 則（令和元年6月26日条例第1号抄）

（施行期日）

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
（水道使用料金に関する経過措置）
- この条例の施行日前から継続して使用している水道においては、改正後の規定にかかわらず、施行日前最後に量水器の検針を行った日の翌日から起算して施行日以後最初に量水器の検針を行う日までの期間に係る水道使用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項及び別表第3の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

加入金

量水器口径	加入金の額	備考
13ミリメートル	40,000円	(1) 量水器口径を増加する改造の工事の加入金の額は、新口径に係る加入金の差額とする。  (2) 量水器口径100ミリメートルを超えるものの加入金は、管理者たる市長が別に定める額とする。
20ミリメートル	45,000円	
25ミリメートル	80,000円	
30ミリメートル	150,000円	
40ミリメートル	250,000円	
50ミリメートル	400,000円	
75ミリメートル	800,000円	
100ミリメートル	1,500,000円	

別表第2

水道使用料

種別	設置量水器1個につき1箇月		
	量水器口径	基本料金	水量料金
専用栓及び共用	13ミリメートル	510円	使用水量1立方メートルから10立方メートル

栓			ルまでの分 1 立方メートルにつき 130円
	20ミリメートル	1,220円	使用水量10立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 160円
	25ミリメートル	3,200円	使用水量 1 立方メートルにつき 160円
	30ミリメートル	6,800円	
	40ミリメートル	9,800円	
	50ミリメートル	14,500円	
	75ミリメートル	36,300円	
	100ミリメートル	61,800円	
備考	この表に表示されない量水器口径の基本料金については、管理者たる市長が別に定めた額とする。		

別表第3

- 1 設計手数料 管理者たる市長が設計するものについては、1 工事につき設計額の3パーセント
- 2 設計審査手数料
  - (1) 新設工事 1 工事につき 2,000円
  - (2) 上記以外の工事 1 工事につき 1,500円
- 3 工事検査手数料
 

各工事共 1 件につき

  - 水栓 2 個までの工事 300円
  - 水栓 3 個又は 4 個の工事 600円
  - 水栓 5 個以上の工事 900円
- 4 指定手数料
 

指定給水装置工事事業者 1 件につき 3,000円
- 5 前記以外のほか、特別な手数料を要するものは、その実費額